

事業主の皆さまへ

「緊急雇用安定助成金」および「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」

受付終了のお知らせ

緊急雇用安定助成金

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、雇用保険被保険者とはならない労働者に係る休業を対象にした緊急雇用安定助成金は令和5年3月31日までの休業をもって受付を終了します。

申請期限は、支給対象期間の末日の翌日から起算して2ヶ月以内です。申請期限を過ぎた場合は、申請を受け付けることができません。

郵送又はオンライン申請による場合は、申請期限までに支給申請書等が労働局・ハローワークに到達していなければなりませんので、ご注意ください。なお、令和5年3月31日を含む判定基礎期間の申請期限は、令和5年5月31日まで（必着）です。

★お問い合わせ

雇用調整助成金・産業雇用安定助成金コールセンター

0120-603-999（受付時間 9:00～21:00 土日・祝日含む）

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

新型コロナウイルス感染症及びまん延防止のための措置の影響により、事業主が休業させた労働者のうち休業期間中の賃金（休業手当）の支払いができなかった労働者を対象とした新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金は令和5年3月31日までの休業をもって受付を終了します。

申請対象期間及び申請期限

休業した期間	申請期限
令和4年10月～令和4年11月	令和5年2月28日（火）
令和4年12月～令和5年1月	令和5年3月31日（金）
令和5年2月～令和5年3月	令和5年5月31日（水）

申請期限を過ぎた場合は、申請を受け付けることができません。

郵送申請の場合は申請期限必着、オンライン申請の場合は、申請期限内に申請内容を送信する必要があります。

★お問い合わせ

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター

0120-221-276（受付時間 平日8:30～20:00／土日祝8:30～17:15）

雇用調整助成金

雇用調整助成金の制度自体は令和5年4月以降も継続しますが、令和5年4月以降の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の感染状況や雇用情勢を踏まえながら検討の上、改めてお知らせします。